

困ったとき、わからないときは…

消費生活センター 県民サービスセンター

相談 しよう!

栗原圏

北部地方振興事務所
栗原地域事務所
県民サービスセンター
0228-23-5700

大崎圏

北部地方振興事務所
県民サービスセンター
0229-22-5700

仙台弁護士会
古川法律相談センター
0229-22-4611

宮城県消費生活センター
022-261-5161

仙台弁護士会
法律相談センター
022-223-2383

仙南圏

大河原地方振興事務所
県民サービスセンター
0224-52-5700

仙台弁護士会
県南法律相談センター
0224-52-5898

登米圏

気仙沼地方振興事務所
県民サービスセンター
0226-22-7000

仙台弁護士会
気仙沼法律相談センター
0226-22-8222

石巻圏

東部地方振興事務所
登米地域事務所
県民サービスセンター
0220-22-5700

仙台弁護士会
登米法律相談センター
0220-52-2348

東部地方振興事務所
県民サービスセンター
0225-93-5700

仙台弁護士会
石巻法律相談センター
0225-23-5451

気仙沼・本吉圏

相談受付時間

宮城県消費生活センター
平日:9:00~17:00 土日:9:00~16:00
※祝日・年末年始はお休みです。

各地方振興事務所県民サービスセンター
平日:9:00~16:00
※土日祝日年末年始はお休みです。

消費者ホットライン
188(嫌や!)
お住まいの地域でその日相談できる窓口につながります。
その他、市町村でも消費生活相談窓口を設置しています。

警察相談専用電話
#9110

宮城県消費生活センターのホームページから、
本情報誌のバックナンバーをご覧ください。
<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syoubun/miyaginojoho.html>



本情報誌についてのお問合せは、宮城県消費生活・文化課相談啓発班まで（電話 022-211-2524）

みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

◆災害発生時にあわてないために ～消費生活の備えと心構え～

◆「2018FPフォーラム in 宮城」が開催されます

◆「多重債務無料法律相談会」を開催します



2018

11 November
月号

第104号

災害発生時にあわてないために ～消費生活の備えと心構え～

災害時にあわてないために、消費生活における事前の備えや、災害発生後における心構えの例をご紹介します。
参考：消費者庁ウェブサイト (http://www.caa.go.jp/disaster/pdf/disaster_181011_0001.pdf)

事前の備え

□ 保険契約の内容を確かめましょう。

火災保険、自賠責など、災害時に適用可能なケースもあります。
契約内容を事前確認するだけで、あわてることが少なくなります。



□ 家屋の設備の状況を確かめましょう。

例えば、平成25年4月以降、全ての給湯設備（15kg以上）に関し、アンカーボルトでの固定などの措置が求められています。



□ 災害に強い近隣のカソリンスタンドを確かめましょう。

地域の交通事情等で、自動車に依存せざるを得ないことも少なくありません。災害に強いガソリンスタンドの位置を事前に確認しておくことが重要です。

資源エネルギー庁では、自家発電機を備え、災害時に地域の燃料供給拠点となる「住民拠点サービスステーション」の整備を進めています。

ウェブサイトには一覧も掲載されていますので、参考にしてください。

(http://www.enecho.meti.go.jp/category/resources_and_fuel/distribution/juminkyotenss/)



次ページでは災害発生後における心構えを紹介しています。

災害発生後における心構え

□ 悪質な勧誘に気を付けましょう。

経年劣化の場合は損害保険が適用されないにもかかわらず、保険金を請求して家屋を修繕できるかのような提案がなされるケースなど、悪質な勧誘事案も見受けられます。冷静・慎重な対応が重要です。



□ 義援金等は用途等をよく確認し、納得した上で寄付しましょう。

被災地への義援金等を募っている団体等がありますが、その団体等の活動状況や義援金等の用途をよく確認し、納得した上で寄付しましょう。市役所などの公的機関や、大手企業をかたって金銭をだまし取るケースもありますので、不審な電話はすぐ切り、来訪の申し出があっても断ってください。



何かお困りごとがあれば、ひとりで悩まずに、お住まいの地域の消費生活相談窓口へご相談ください。



©宮城県・旭プロダクション



消費者ホットライン「188（いやや！）泣き寝入り」

お近くの自治体の消費生活相談窓口をご案内します。
ひとりで悩まず相談しましょう！



「2018 FPフォーラム in 宮城」が開催されます

*ファイナンシャル・プランナー（FP）とは…

一人ひとりの将来の夢や目標に対して、お金の面で様々な悩みをサポートし、その解決策をアドバイスする専門家です。

主催：NPO法人日本FP協会宮城支部、財務省東北財務局

2018 FPフォーラム in 宮城

平成30年11月10日（土）

仙台市中小企業活性化センター（アエル5・6階）

事前申込制
先着順
参加無料

セミナー アエル5階多目的ホール（200名） 13：30～15：00【受付 13：00】

笑いごとではすまない「住まい」と「お金」
～賢い選択をするために、ファイナンシャル・プランナーと一緒に考えてみませんか？～

- 講師 佐藤 篤氏、佐藤 龍子氏、岩間 靖治氏
CFP®（ファイナンシャル・プランナー）認定者
- 爆笑コメディアンズも参戦。笑いのパワーで盛り上げます。

個別相談会

①12：30～13：20
②15：10～16：00

各回7組（計14組） 1組50分
アエル5階多目的ホール
確定拠出年金、保険の見直し、住宅ローン、教育費…
くらしとお金のことをご相談ください！

金銭教育ゲーム 10：30～12：00

アエル6階セミナールーム2

「マネープランゲーム 旅行にGO！（東北財務局企画）」
小学4～6年生の児童30名（ご兄弟一緒であれば低学年でもOK）



東北財務局キャラクターサイト

お問い合わせ・予約先：
日本FP協会宮城支部



0120-874-251 平日 10：00～17：00



「多重債務無料法律相談会」を開催します

主催 宮城県多重債務問題対策会議

多重債務問題の解決へ向けて、消費生活相談員に加えて、法律の専門家である**弁護士**や**司法書士**が相談に応じる**相談会**を開催します。「数社から借入があり、今後の返済に困っている…」、「収入の予定が狂ってしまい、住宅ローンなどの返済ができない…」などのお悩みを抱えている方は、一人で悩まずに御相談ください。**相談は無料です！**

あわせて、事業者の方を対象とする相談会を、石巻・大河原・県庁の各会場で実施します。

また、借金などが原因で、よく眠れないなど心の健康に不安を感じている方を対象に「心の健康相談」も実施します。

相談会日程

開催日	会場	定員	
		個人向け	事業者向け
11月20日（火）	県大河原合同庁舎	—	4人
11月27日（火）	県大河原合同庁舎	10人	—
	県登米合同庁舎	8人	—
11月28日（水）	県大崎合同庁舎	8人	—
	県気仙沼合同庁舎	8人	—
11月29日（木）	県栗原合同庁舎	4人	—
11月30日（金）	県石巻合同庁舎	10人	4人
12月 1日（土）	県庁	12人	4人
12月 2日（日）	県庁	12人	4人



相談会の内容

相談会は午前9時30分から午後4時30分までです。（栗原合同庁舎のみ午後1時から）
相談時間は一人当たり原則1時間30分とします。（「心の健康相談」は別途）

●相談会の流れ●

①消費生活相談員による面談（30分）

②弁護士又は司法書士による法律相談（30分）

③消費生活相談員による事後相談など（30分）

1時間30分

☆希望する方は相談会の後に「心の健康相談」も受けられます。



申込方法

事前予約制です。お電話で事前予約をお願いします。

●個人の方

宮城県消費生活センター ☎022-261-5164

予約受付時間 午前9時～午後5時

●事業者の方（11/20大河原会場、11/30石巻会場、12/1・2県庁のみ）

東北財務局金融監督第三課 ☎022-266-5703

予約受付時間 午前9時～正午、午後1時～午後5時

予約受付期間：平成30年11月1日（木）～16日（金）

※予約受付期間終了後も、定員に達していない場合は引き続き予約を受け付けます。

借金の問題は必ず解決出来ます！ぜひ、御相談ください！